

●香川県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年2月16日から同年3月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木国分寺線（12号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市川島東町字北横内391 番23地先から 高松市川島東町字北横内387 番4地先まで	14.5~42.0	66	令和3年4月16日付け香川県告示第199号の一部

- 4 供用開始の期日 令和6年2月16日